阿波市
南海トラフ地震臨時情報に伴う対応方針

令和６年３月

阿　波　市

目　　次

Ⅰ　「臨時情報」の活用に係る大前提・・・・・・・・・・・・・・・・1

Ⅱ　南海トラフ地震に関連する情報・・・・・・・・・・・・・・・・・1

1　南海トラフ地震に関連する情報の種類、発表条件・・・・・1

2　南海トラフ地震臨時情報の区分、発表条件・・・・・・・・・1

Ⅲ　方　針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

Ⅳ　阿波市における防災対応施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

1　臨時情報の理解の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

2　臨時情報を踏まえた情報の伝達・・・・・・・・・・・・・・・・4

3　臨時情報(調査中)発表時の措置・・・・・・・・・・・・・・・・5

4　臨時情報(巨大地震警戒)発表時の措置・・・・・・・・・・・・6

5　臨時情報(巨大地震注意)発表時の措置・・・・・・・・・・・・13

6　避難環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

7　訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

8　「臨時情報」の活用に係る留意事項・・・・・・・・・・・・・17

Ⅰ　「臨時情報」の活用に係る大前提

「臨時情報」の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生する可能性も十分にあることから、従前からの南海トラフ地震への防災・減災対策を引き続き強力に推進する必要がある。

Ⅱ　南海トラフ地震に関連する情報

１　南海トラフ地震に関連する情報の種類、発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて気象庁から発表されるもので、情報の種類と発表条件は以下のとおりとなっている。

情報の種類	情報の発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※　すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

２　南海トラフ地震臨時情報の区分、発表条件

（１）南海トラフ地震臨時情報（調査中）

下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開始する場合

ａ　監視領域内でマグニチュード6.8以上[※1]の地震[※2]が発生

ｂ　１箇所以上のひずみ計[※3]での有意な変化[※4]とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化[※4]が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり[※5]が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測

ｃ　その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

（２）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード[※6] 8.0以上の地震が発生したと評価した場合

（３）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

ａ　監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震[※2]が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。）

ｂ　想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合

（４）南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにもあてはまらないと現象と評価した場合

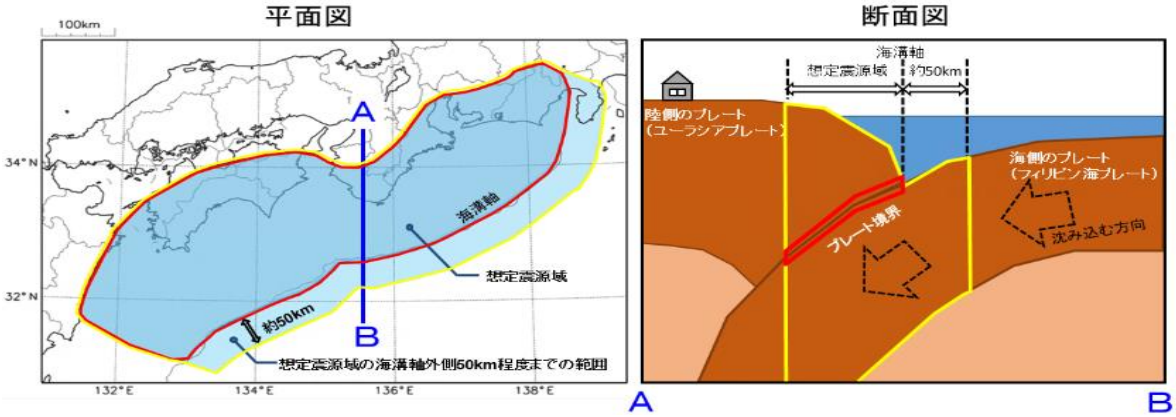

想定震源域内（科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013））のプレート境界部（図中赤枠部）と監視領域（想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度：図中黄枠部）

※1：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※3：当面、東海地域に設置されたひずみ計を使用する。

※4：気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを１～３として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程、異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。

具体的には、

レベル１：平常時のデータのゆらぎの中の１年に１～２回現れる程度の値に設定。

レベル２：レベル１の１．５倍～１．８倍に設定。

レベル３：レベル１の２倍に設定

「有意な変化」とは上記、レベル３の変化を、

「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル１以上の変化を意味する。

※5：ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なるプレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から１年程度の間隔で数日～１週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。

このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期ゆっくりすべり）の場合は、その変化速度が小さく短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象とはしない。

※6：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。

従来の地震波の最大振幅から求められるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

Ⅲ　方　針

市は、「南海トラフ地震臨時情報」発表時、速やかに対策会議を開催し、状況に応じた体制に移行するとともに、地震発生までの時間を有効活用し、優先順位を明確にしたあらゆる諸準備を推進して、大規模地震発生時の防護性と即応性の強化を図り、防災対策に万全を期する。

この際、マスコミ等の広報による市民への不安感の増幅防止及び先行的な避難所の開設等、市民の不安感の軽減に留意する。

Ⅳ　阿波市における防災対応施策

１　臨時情報の理解の促進

（１）「南海トラフ地震に関連する情報」の位置付けの認識

「臨時情報」は、地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された際に発表されるものである。

「臨時情報」は、不確実性をもった情報であるものの、南海トラフ地震からの死者ゼロの実現に向けた有効な情報であり、その周知・活用を進めていくことが重要である。

また、津波被害だけでなく、地震の揺れによる人的被害の軽減にも大きく寄与することの周知に努める。

なお、「臨時情報」が発表されない状況下で、南海トラフ地震が発生する可能性も十分にあることを認識しておくことが重要である。

表　徳島県南海トラフ巨大地震被害想定における阿波市の人的被害
（最大ケース・冬深夜）（人）

区　分	揺　れ	急傾斜	火　災	ブロック塀・自動販売機転倒、屋外落下物	合　計
死者数	100	※	※	0	100
負傷者数	870	※	※	0	870

（２）「臨時情報」の市民への周知

「南海トラフ地震に関連する情報」を「知っている」と回答した徳島県の住民は、３割程度にとどまっている。

「臨時情報」を活用した被害軽減を図るため、「臨時情報」に対する理解を高めることが必要である。

南海トラフ地震に関連する情報の社会的な認知を高めるため、ワークショップの実施やパンフレットの配布等による周知を図りつつ、学校教育や社会教育等における体系的な学習機会の創出に努めるとともに、地域、企業、メディア等の様々な機関と連携を図りながら、幅広い周知に努め、「臨時情報」 発表時の混乱、パニック等の防止を図る。

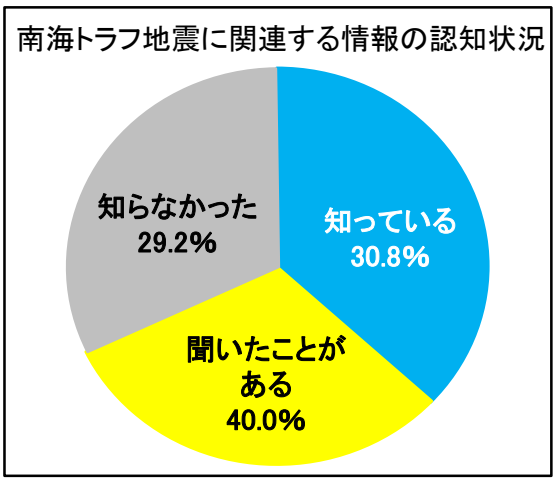

図　南海トラフ地震に関連する情報の認知状況
住民アンケート（平成30年5月）

ア　市町村担当者との情報の共有化
　　県市町村災害時相互応援連絡協議会を活用した情報及び認識の共有

イ　広報誌の掲載による市民への周知
（ア）「広報阿波」への掲載
（イ）パンフレット、チラシ等の配布

ウ　多様な学習機会の創出
（ア）臨時情報に関する定期的な情報発信
（イ）自主防災組織を活用した市民への周知
　　・自治会長会での講話
　　・自主防災組織での講話
（ウ）学校、企業及び福祉施設等との連携による周知機会の創出

エ　インターネットを活用した市民への周知
　　市のホームページへの掲載

２　「臨時情報」を踏まえた情報の伝達
（１）「臨時情報」を踏まえた避難指示等の発令
　「臨時情報」に基づく市民の避難行動を促すために、観測された現象を調査した結果、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合で「巨大地震警戒」においては、①未耐震の家屋に住む方、②土砂災害警戒区域に住む方、③急傾斜地崩壊危険箇所内に住む方、④ため池決壊時の浸水想定区域内（浸水深さ0.5m以上の区域）に住む方、 ⑤自力で避難困難な方で、①から⑤のいずれかに該当する方に、自主避難（避難の呼びかけ）を促すとともに、その他の市民に対しては、警戒態勢をとるよう伝達する。また、「巨大地震注意」の情報については、全市民に警戒態勢をとるよう伝達する。

（２）確実な情報伝達手段の充実
　気象庁から南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合、県を通じて伝達されるとともに、情報内容に応じて警戒体制を整え、地震発生に備え、速やかな対応ができるよう準備する。
　この際、「巨大地震警戒」発表時においては、地震や津波、被害状況等の多様な情報が錯綜していることが予想され、このような中で、「臨時情報」が発表されたことを確実に伝達することが必要である。
　このため、時間経過や市民の行動等を踏まえながら、情報伝達手段の多重化を図ることが重要である。
ア　職員への伝達手段
（ア）庁内放送（時間内）
（イ）すだちくんメール（時間内、外）

イ　市民への伝達手段
（ア）屋外拡声器
（イ）音声告知端末
（ウ）ホームページへの掲載
（エ）広報車
（オ）ＡＣＮ

３　臨時情報（調査中）発表時の措置

（１）臨時情報（調査中）の概要

ア　南海トラフの東側の領域で大規模地震が発生している場合

（ア）概　要

ａ　被災地域では甚大な被害が発生しており、平時に比べリスクが高まっている状況にある。

ｂ　徳島県内においても最大震度４程度を記録する揺れが生じ、大きな被害は生じていないが、大津波警報・津波警報が発表されることもあり、様々な情報が錯綜する状況が想定される。

ｃ　震源地に近い地域を中心に、引き続き揺れを観測している状況が想定される。

（イ）想定される社会状況

ａ　震源域付近では、非常に強い揺れと高い津波により、甚大かつ壊滅的な被害が発生している。

ｂ　県内の沿岸部では、大津波警報・津波警報が発表され、沿岸部の住民を中心に避難している。

イ　南海トラフの一部で比較的大きな地震が発生している場合

（ア）概　要

ａ　平時に比べリスクが高まっている状況にある。

ｂ「臨時情報」の発表に伴い、南海トラフ地震の発生に関する市民の危機意識は高まっていると想定される。

（イ）想定される社会状況

ａ　震源域付近では、大きな揺れを感じるとともに、一部の沿岸地域では、避難行動が行われている。

ｂ　徳島県では、地震による揺れは感じるものの、大規模な被害は発生していない。

ｃ　各種のメディアでは、「臨時情報」が発表されたことが報道され、広く周知が図られると想定される。

ウ　ゆっくりすべりが発生している場合

（ア）概　要

ａ　東海地震予知情報の判定基準とされていたような想定震源域内におけるプレート境界面でゆっくりすべりや、これまで観測されたことがないような大きなゆっくりすべりが見られた

ｂ　南海トラフでは前例のない事例。

（イ）　想定される社会状況

ａ　揺れを感じることなく、また津波も発生しない。

ｂ　交通インフラやライフライン等は通常通り。

ｃ　前例のない事例として学術的に注目され、社会的にも関心を集めている。

（２）市の対応行動

ア　対策会議の開催

速やかに対策会議を開催し、状況に応じた体制に移行するとともに、事後の対応方針について確認する。

イ　職員の緊急参集

関係職員を緊急参集する。

ウ　県及び関係機関等への報告・通報

県に体制等の状況を報告、情報収集（危機管理課）

エ　市民への周知

音声告知端末、屋外拡声器、ホームページ、ＡＣＮ等の多重の通信手段により、市民に周知する。

４　臨時情報（巨大地震警戒）発表時の措置

（１）臨時情報（巨大地震警戒）発表時の概要

ア　概　要

（ア）南海トラフの東側の領域で大規模地震が発生し、被災地域では甚大な被害が発生しており、平時に比べリスクが高まっている状況にある。

（イ）徳島県内においても最大震度４程度を記録する揺れが生じ、大きな被害は生じていないが、大津波警報・津波警報が発表されることもあり、様々な情報が錯綜する状況が想定される。

（ウ）震源地に近い地域を中心に、引き続き揺れを観測している状況が想定される。

（エ）東側の被災地域においては、人命救助を第一とした応急対策活動が行われており、徳島県では初動対応をとった後に、地域で懸念されるリスク回避のための防災対応を行うことが必要である。

イ　想定される社会状況

（ア）震源域付近では、非常に強い揺れと高い津波により、甚大かつ壊滅的な被害が発生している。

（イ）県内の沿岸部では、大津波警報・津波警報が発表され、沿岸部の住民を中心に避難している。

（ウ）各種のメディアでは、被災地の情報等が頻繁に発表されており、そのような状況下で「臨時情報」が発表される。

ウ　市民の避難の方針

災害リスク		避難対象者		
家屋倒壊	土砂災害警戒区域等（ため池浸水区域を含む。）	自力で避難が困難な方	自力で避難可能な要配慮者の方	一般の方
耐震性有	区域内			
	区域外			
未耐震				

凡　例　避難すべき方　避難が望ましい方　警戒態勢をとる方

（ア）自力で避難が困難な方及び未耐震の家屋で住む方は、避難が必要

（イ）土砂災害警戒区域内、急傾斜地崩壊危険箇所内、又は、ため池決壊時の浸水想定区域内（浸水深さ0.5m以上の区域）で、耐震性のある住宅に住む方の内、自力で避難が可能な要配慮者及び一般の方は、避難することが望ましい。

（ウ）土砂災害警戒区域外、急傾斜地崩壊危険箇所外又は、ため池決壊時の浸水想定区域外（浸水深さ0.5m以上の区域）で、耐震性のある住宅に住む方の内、自力で避難が可能な要配慮者及び一般の方は、警戒態勢をとる。

（２）市の対応行動

ア　対策会議の開催

速やかに対策会議を開催し、事後の対応方針について確認するとともに、指定避難所の開設等を協議する。

また、配備体制は、第１非常体制（企画総務部長、危機管理局長、企画総務部次長、建設部長、次長、危機管理課、建設課、住宅課、水道部のうち必要な職員及び現地対策本部）とし、状況に応じて強化する。

イ　職員の緊急参集

関係職員を緊急参集する。

ウ　県及び関係機関等への報告・通報

（ア）県に体制等の状況を報告、情報収集（危機管理課）
（イ）関係機関（警察、消防、消防団、自衛隊、防災士会）との連絡・通報（危機管理課）
（ウ）各協定締結者との支援体制の確認（各担当課）
（エ）近隣市町との情報共有（危機管理課）
（オ）学校、幼稚園等との連絡・通報（担当部課）
（カ）医師会との連絡調整（健康推進課）
（キ）社会福祉協議会及び社会福祉施設との連絡・通報・調整（社会福祉課）
（ク）市議会議員への連絡・通報（議会事務局）

エ　市民への周知

（ア）音声告知端末、屋外拡声器、ホームページ、ＡＣＮ等の多重の通信手段により、市民にとるべき行動を周知するとともに、避難の対象者に自主避難の呼びかけを行う。

この際、自主避難の呼びかけにおいては、南海トラフ巨大地震の影響の少ない地域の親類・縁者等の住宅への避難を呼びかける。

（市政情報課）

（イ）在留外国人への連絡・通報（市民課）

オ　市民等からの問い合わせ

市民等からの問い合わせ等に対応する相談窓口を設置する。

（秘書人事課、市政情報課）

カ　臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

災害応急対策の実施状況、その他臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、また、県災害対策本部等からの指示事項等の伝達・共有を行うため、災害時情報共有システムを活用した情報収集・伝達等を実施する。（危機管理課）

キ　災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ８．０以上の地震の発生から１週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

ク　日頃からの地震への備えの再確認等

臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、全市民に対し、家具の固定状況、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等を確認するなど、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震発生に備えるよう呼びかける。（危機管理課、市政情報課）

ケ　指定避難所の開設・運営

（ア）全指定避難所を開設する。（担当部課）
（イ）指定避難所の収容人数を超える場合、授業継続に支障を来たさない範囲で学校教室を開設する。（担当部課）
（ウ）全福祉避難所の開設を依頼する。（社会福祉課）
（エ）指定避難所の運営は、自治会又は自主防災組織の自発的運営を促す。
（オ）指定避難所での生活用品については、避難者が持参することを基本とする。
（カ）指定避難所の開設期間は、１週間程度とするが、臨時情報の内容による。

コ　市内小中学校の対応

（ア）指定避難所の開設期間に合わせ、３日間休校とする。
（イ）学校職員は、臨時情報発表後、３日間程度、指定避難所の開設に協力するものとする。

サ　消防機関等の活動

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のための措置を講ずる。

シ　警備対策

県警察は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として措置をとるものとする。
（ア）正確な情報の収集及び伝達
（イ）不法事案等の予防及び取締り
（ウ）地域防犯団体，警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

ス　水道、電気、ガス、通信、放送関係

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、指定公共機関、指定地方公共機関に指定されているライフライン事業者は、それぞれの機関が作成する防災業務計画等に定めるところにより、災害対策本部等の設置及び職員の配備動員を行うものとし、必要な活動体制を整備しておくものとする。
（ア）水　道

地震発生後における飲料水等を供給する体制を確保するものとし、市及び市民は次の事項を実施する。

ａ　市

（ａ）飲料水の供給を継続するとともに、市民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。
（水道部、市政情報課）
（ｂ）水道事業ビジョンに基づき、応急給水活動の準備を行う。（水道部）
（ｃ）水道施設の安全点検を実施する。（水道部）

ｂ　市　民

（ａ）備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。

（ｂ）自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

（イ）電　気

電力事業者は、電力の供給を継続するとともに、後発地震発生に備え、漏電火災等の二次災害の防止に必要な、顧客によるブレーカー開放等の電気の安全措置に関する広報を行う。

（ウ）ガ　ス

ガス事業者は、ガスの供給を継続するとともに、後発地震発生に備え、地震災害発生時の安全措置等について広報を行う。

（エ）通　信

ａ　通信事業者は、平常どおり音声通話及びインターネット接続機能を確保するとともに、後発地震に備え、次の準備を行う。

（ａ）電源の確保

（ｂ）予備電源設備、移動電源車の発動

（ｃ）移動無線機、移動無線措置局等の発動

（ｄ）応急対策用車両、工具の点検

（ｅ）応急対策用資機材の把握

（ｆ）緊急輸送対策

（ｇ）復旧要員の確保

（ｈ）通信設備の巡回点検

ｂ　災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置を講ずるものとする。

（オ）放　送

放送事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、市の要請に応じて、臨時情報（巨大地震警戒）発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の市民生活に必要な情報、市民等の取るべき行動等について放送を実施する。

セ　金　融

日本銀行高松支店及び徳島事務所は、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

ソ　交　通

（ア）県警察は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動について、市民等に周知するものとする。

（イ）道路管理者等と調整の上で臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等について、各種広報媒体の活用等により実施する。

ａ　テレビ・ラジオ及び新聞・広報誌の利用

ｂ　講習会、講演会等の開催

ｃ　インターネットの利用

（ウ）臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、道路利用者に対して、パトロールカー・道路情報表示装置等により、臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を周知するとともに、道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるものとする。

タ　市が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等については、次の措置を講じるものとする。

（ア）各施設に共通する事項（関係部局）

ａ　臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

ｂ　入場者等の安全確保のための退避等の措置

ｃ　施設の防災点検及び設備、備品等の転倒・落下防止措置

ｄ　出火防止措置

ｅ　水、食料等の備蓄

ｆ　消防用設備の点検、整備

ｇ　非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

ｈ　各施設における緊急点検、巡視

（イ）個別事項（担当部課）

ａ　橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

ｂ　河川、水門及び樋門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等

ｃ　病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置

ｄ　幼稚園、小・中学校等にあっては、次に掲げる事項

（ａ）児童生徒等に対する保護の方法

（ｂ）避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

ｅ　社会福祉施設にあっては，次に掲げる事項

（ａ）入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

（ｂ）避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

チ　工事中の建築物等に対する措置

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置についての方針をあらかじめ定めておくものとする。（担当部課）

ツ　滞留旅客等に対する措置

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

テ　市有施設等の点検・確認

（ア）庁舎施設、非常用発電装置、消防施設の点検・確認（契約管財課）

（イ）備蓄物資や資機材等の点検・確認、状況により不足分を緊急調達（危機管理課、契約管財課）

（ウ）河川、道路、橋梁、住宅地等の点検・確認（建設部）

（エ）樋門等の点検や閉鎖手順の確認（危機管理課）

（オ）キャビネット等の転倒防止・落下防止処置（各部課等）

（カ）教育施設の点検・確認（教育委員会）

（キ）指定避難所の点検・確認及び開設準備（担当部課）

（ク）水道施設の点検・確認（水道部）

（ケ）農地、ため池等の点検・確認（産業経済部）

（コ）災害派遣部隊受け入れ施設等の点検・確認（市民部）

ト　その他

（ア）市職員の駐車場の検討（後方支援施設の開設準備）（契約管財課）
（イ）食料及び燃料の確保（契約管財課）
（ウ）被災者台帳の点検・確認（市民課）
（エ）罹災証明書関係書類の点検・確認（税務課）

（３）市民のとるべき行動

ア　全てに共通する事項（警戒態勢をとる。）

（ア）備蓄食料、飲料水、生活必需品、非常用持ち出し品の点検・確認・補充

（イ）家具や食器棚等の固定状況の確認・強化

（ウ）避難路、緊急避難場所、指定避難所の確認

（エ）家族等との役割分担、連絡体制の確認

イ　下記の区分による避難等の行動

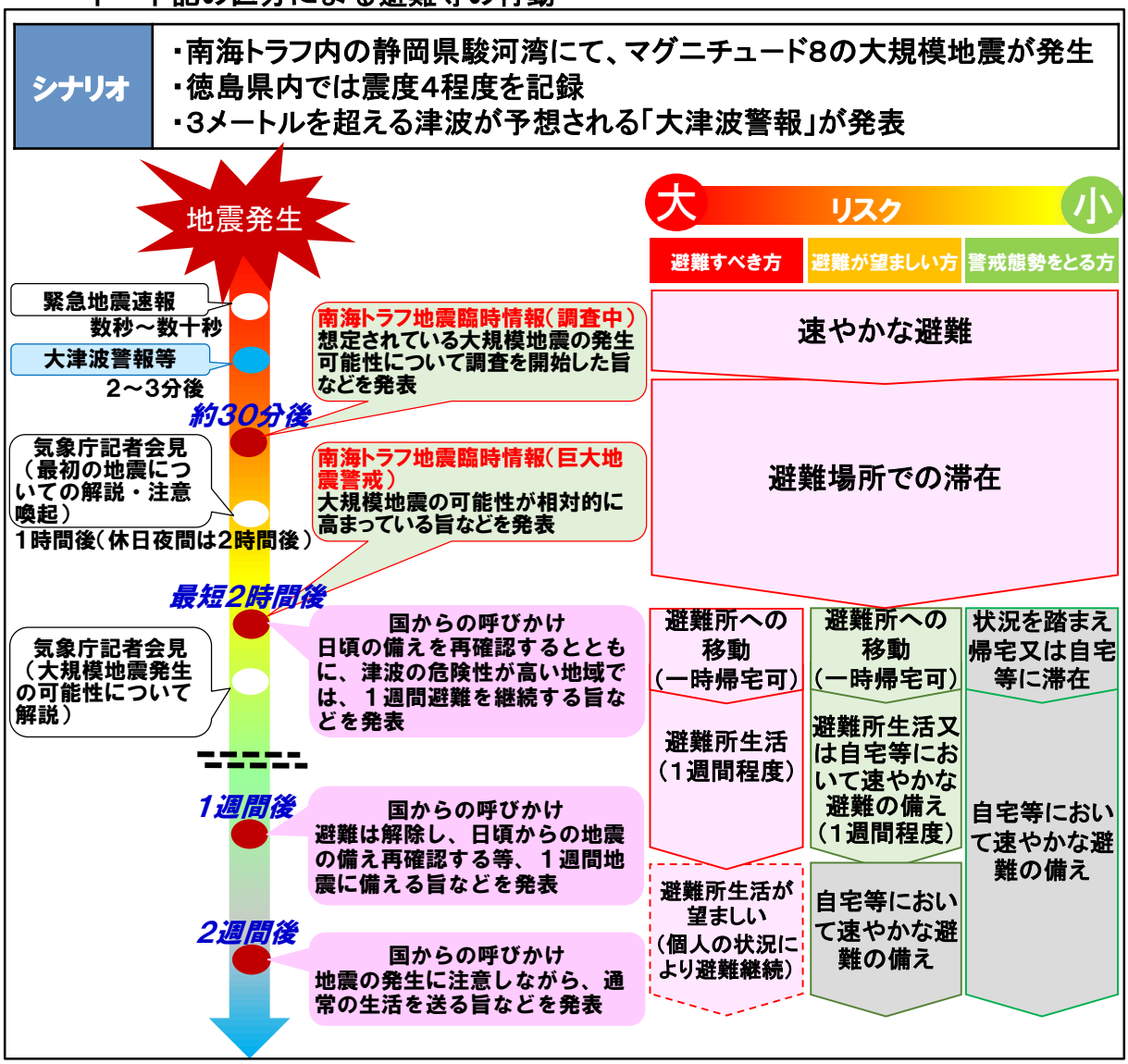

災害リスク		避難対象者			凡　例
家屋倒壊	土砂災害警戒区域等（ため池浸水区域を含む。）	自力で避難が困難な方	自力で避難可能な要配慮者の方	一般の方	避難すべき方
耐震性有	区域内				避難が望ましい方
	区域外				警戒態勢をとる方
未耐震					

５　臨時情報（巨大地震注意）発表時の措置

（１）南海トラフの一部で比較的大きな地震が発生している場合の概要

ア　概　要

（ア）南海トラフ内で比較的大きな地震が発生し、平時に比べリスクが高まっている状況にある。

（イ）「臨時情報」の発表に伴い、南海トラフ地震の発生に関する市民の危機意識は高まっていると想定される。

（ウ）それぞれの地域特性等に応じて警戒レベルを高めることが必要である。

イ　想定される社会状況

（ア）震源域付近では、大きな揺れを感じるとともに、一部の沿岸地域では、避難行動が行われている。

（イ）徳島県では、地震による揺れは感じるものの、大規模な被害は発生していない。

（ウ）各種のメディアでは、「臨時情報」が発表されたことが報道され、広く周知が図られると想定される。

ウ　市民の避難の方針

全市民は、避難の必要はないが、自宅で警戒態勢をとる必要がある。

災害リスク		避難対象者		
家屋倒壊	土砂災害警戒区域等（ため池浸水区域を含む。）	自力で避難が困難な方	自力で避難可能な要配慮者の方	一般の方
耐震性有	区域内			
	区域外			
未耐震				

凡　例　避難すべき方　避難が望ましい方　警戒態勢をとる方

（２）ゆっくりすべりが発生している場合の概要

ア　概　要

（ア）東海地震予知情報の判定基準とされていたような想定震源域内におけるプレート境界面でゆっくりすべりや、これまで観測されたことがないような大きなゆっくりすべりが見られた場合を想定。

（イ）南海トラフでは前例のない事例。

（ウ）短期的に地震発生の可能性が相対的に高まっているといった定性的な評価はできるが、現時点において大規模地震発生の可能性の程度を定量的に評価する手法や基準はない。

イ　想定される社会状況

（ア）揺れを感じることなく、また津波も発生しない。

（イ）交通インフラやライフライン等は通常通り。

（ウ）前例のない事例として学術的に注目され、社会的にも関心を集めている。

ウ　市民の避難の方針

気象庁から発表される地震活動や地殻変動に関する情報に注意し、自宅で警戒態勢をとる。（南海トラフの一部で比較的大きな地震が発生している場合に同じ。）

（３）市の対応行動

ア　対策会議の開催

速やかに対策会議を開催し、事後の対応方針について協議する。

また、配備体制は、警戒体制（企画総務部長、危機管理局長、企画総務部次長、建設部長、次長、危機管理課及び建設課のうち必要な職員）とし、状況に応じて強化する。

イ　県及び関係機関等への報告・通報（「巨大地震警戒」の場合に同じ。）

（ア）県に体制等の状況を報告、情報収集（危機管理課）

（イ）関係機関（警察、消防、消防団、自衛隊、防災士会）との連絡・通報（危機管理課）

（ウ）各協定締結者との支援体制の確認（各担当課）

（エ）近隣市町との情報共有（危機管理課）

（オ）学校、幼稚園等との連絡・通報（担当部課）

（カ）医師会との連絡調整（健康推進課）

（キ）社会福祉協議会及び社会福祉施設との連絡・通報・調整（社会福祉課）

（ク）市議会議員への連絡・通報（議会事務局）

ウ　市民への周知（「巨大地震警戒」の場合に同じ。）

（ア）音声告知端末、屋外拡声器、ホームページ、ＡＣＮ等の多重の通信手段により、市民にとるべき行動を周知する。　（秘書人事課、市政情報課）

（イ）在留外国人への連絡・通報（市民課）

エ　市民等からの問い合わせ

市民等からの問い合わせ等に対応する相談窓口を設置する。

（秘書人事課、市政情報課）

オ　災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてＭ７．０以上Ｍ８．０未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０ｋｍ程度までの範囲でＭ７．０以上の地震（ただし，太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は１週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

カ　市有施設等の点検・確認（「巨大地震警戒」の場合に同じ。）

（ア）庁舎施設、非常用発電装置、消防施設の点検・確認（契約管財課）

（イ）備蓄物資や資機材等の点検・確認、状況により不足分を緊急調達（危機管理課、契約管財課）

（ウ）河川、道路、橋梁、住宅地等の点検・確認（建設部）

（エ）樋門等の点検や開閉手順の確認（危機管理課）

（オ）キャビネット等の転倒防止・落下防止処置（各部課等）

（カ）教育施設の点検・確認（教育委員会）

（キ）指定避難所の点検・確認及び開設準備（担当部課）

（ク）水道施設の点検・確認（水道部）

（ケ）農地、ため池等の点検・確認（産業経済部）

（コ）災害派遣部隊受け入れ施設等の点検・確認（市民部）

キ　指定避難所の開設

自主避難者の申し出により開設する場合がある。（担当部課）

ク　その他

（南海トラフの一部で比較的大きな地震が発生している場合に同じ。）

（ア）市職員の駐車場の検討（後方支援施設の開設準備）（契約管財課）

（イ）食料及び燃料の確保（契約管財課）

（ウ）被災者台帳の点検・確認（市民課）

（エ）罹災証明書関係書類の点検・確認（税務課）

（４）市民のとるべき行動

ア　全てに共通する事項（警戒態勢をとる。）

（ア）備蓄食料、飲料水、生活必需品、非常用持ち出し品の点検・確認・補充

（イ）家具や食器棚等の固定状況の確認・強化

（ウ）避難路、避難場所、避難所の確認

（エ）家族等との役割分担、連絡体制の確認

イ　下記の区分による避難等の行動

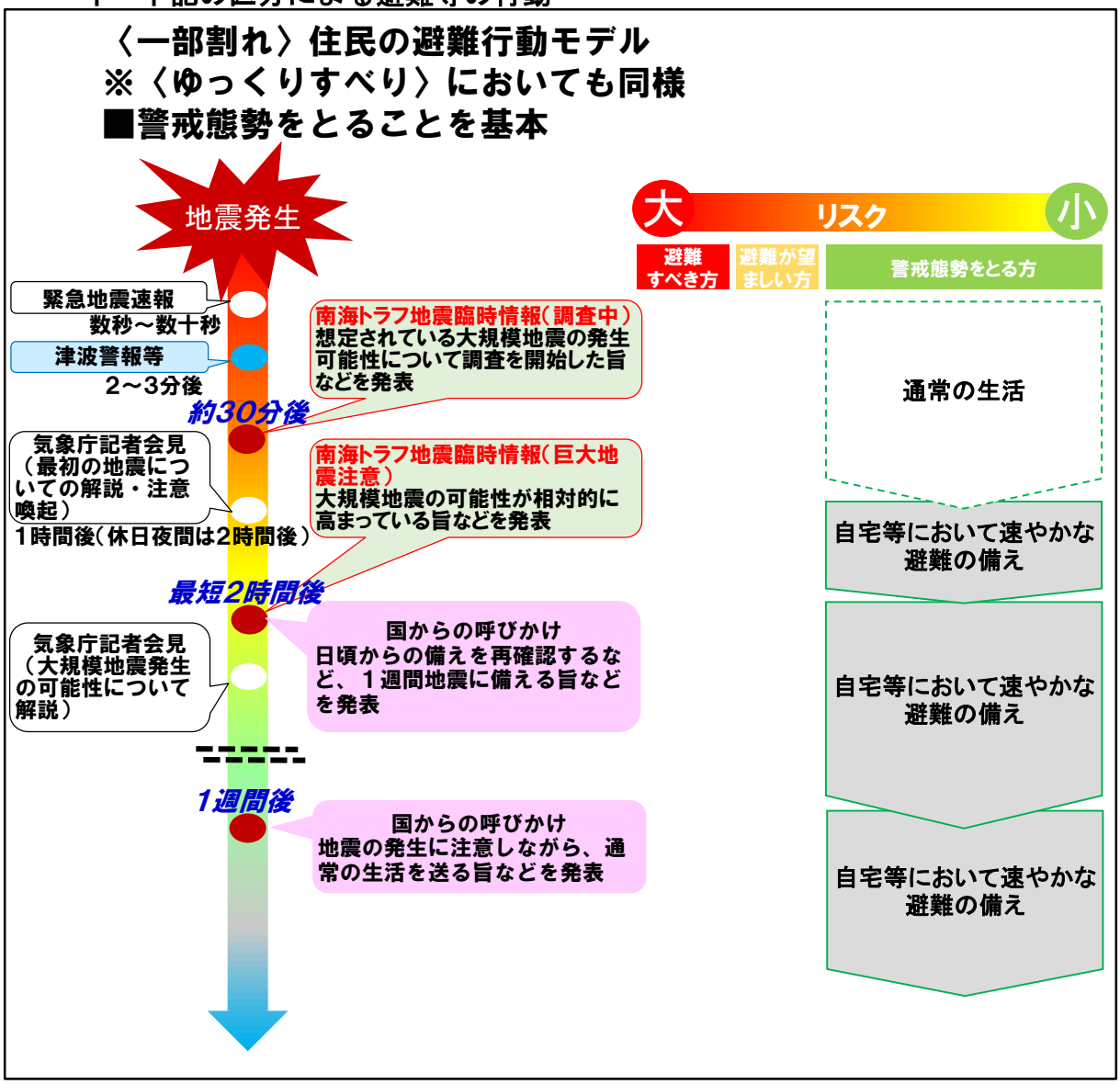

災害リスク		避難対象者		
家屋倒壊	土砂災害警戒区域等（ため池浸水区域を含む。）	自力で避難が困難な方	自力で避難可能な要配慮者の方	一般の方
耐震性有	区域内			
	区域外			
未耐震				

凡　例

避難すべき方

避難が望ましい方

警戒態勢をとる方

６　避難環境の充実

（１）避難所の確保

ア　臨時情報（巨大地震警戒）発表時においては、速やかに指定避難所を開設する必要がある。

この際、全指定避難所を開設する。

指定避難所の収容人数を超える場合、授業継続に支障を来たさない範囲で学校教室を開設する。

また、避難行動要支援者の避難のため全福祉避難所の開設を依頼する。

イ　南海トラフ巨大地震の影響の少ない地域の親類・縁者等の住宅への避難を促進する。

ウ　長期の避難生活を見据えた指定避難所の環境整備を推進する。

（２）避難所運営体制の強化

ア　自主防災組織、市職員及び指定避難所の管理者との協議の場を設定し、配置図等の検討や、開設時の役割、ルール等について事前に決めて置く。

イ　指定避難所への備蓄品の充実強化を推進する。

ウ　自主防災組織の防災訓練に避難所運営訓練（ＨＵＧを含む。）を取入れ、開設時の円滑な運営ができるようにする。

エ　自治会等ごとにコミュニティの向上を図る。

７　訓練等の実施

「臨時情報」に発表に基づく図上訓練等を実施して、対応方針等の見直しを行う。

８　「臨時情報」の活用に係る留意事項

「臨時情報」がないままに、突発的に大規模地震が発生する可能性も十分あることから、普段からの備えを継続することが重要である。

また、「臨時情報」が発表された後、甚大な被害をもたらす大規模地震が発生しないまま「臨時情報」に基づく警戒すべき期間を経過した場合も、今後３０年以内に７０％～８０％の確率で発生する南海トラフ地震への切迫度が、最初の地震発生前よりも可能性が高いことに留意しつつ、自助・共助・公助が一体となって突発地震に対する防災・減災対策を推進する必要がある。

阿波市　南海トラフ地震臨時情報に伴う対応方針

令和2年2月　策　定
令和3年2月　改　定
令和4年3月　改　定
令和6年3月　改　定

発　行　阿　波　市

阿波市市場町切幡字古田201番地1

TEL 0883-36-8700
FAX 0883-36-8760

編　集　阿波市危機管理課